

沖縄県高等学校等奨学のための給付金（返還不要）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和7年11月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。
(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和7年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯

市民税 [※]		県民税 [※]		年税額 [※]	
所得割 [※]	均等割 [※]	所得割 [※]	均等割 [※]		
¥0 [※]	¥3,500 [※]	¥0 [※]	¥1,500 [※]	¥5,000 [※]	

非課税世帯とは課税証明書の所得割額が0円の世帯のことを指します。[※]

- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
(3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
(4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
(5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
(6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○**支給額** (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額 (年額)
生活保護受給世帯 (生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※4 月に一部給付を受けとった新入生も再度申請が必要になります。

○**提出書類** ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書 (様式 1)
- ②令和 7 年度 (所得) 課税証明書又は生業扶助 (高等学校等就学費) 受給証明書 (様式 2)
- ③扶養誓約書 ※保護者が親権者以外の場合
- ④債権・債務者登録申出書 (別添様式)
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥依頼書 ※申請者と口座名義人が異なる場合提出



離職等により収入が非課税同等程度まで下がった場合、家計急変の申請を行えます。該当する方は家計急変用の申請書のお渡し、必要書類等の説明を行いますので事務室にお声がけください。
※家計急変について、生活保護の生業扶助の受給者は給付金の支給対象にはなりません。

○**提出期限** 令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) までに 那覇工業高校事務室窓口へ提出

○**問い合わせ先** 那覇工業高校事務室 担当者 金城 TEL : 098-877-6144